



# 【大阪模擬選挙2015】 授業モデル① 1時限での実施

平成27年10月14日

MANIFESTO SWITCH  
大阪模擬選挙2015

# 【大阪模擬選挙2015】 授業モデル①\_1時限での実施

## カリキュラム概要

- 選挙制度を理解し、投票に親しむことを目的として実施
- 1時限での構成

	項目	活動概要	時間
1	選挙制度の学習	選挙制度、日時、投票の意義などを学習する	10分
2	候補者の比較	① 選挙に関する資料（※）を配布し、読み込む ② 配布した資料に対して気がついたこと、気になることなどを、グループでディスカッションする ③ グループディスカッションで出た意見をクラス内で共有する	① 10分 ② 10分 ③ 5分
3	投票所の様子の紹介	投票所がどのような場所に設置されているのかや投票所の様子、投票箱などを紹介する	5分
4	模擬投票	① 配布された模擬投票用紙を用いて、模擬投票を行う	5分

### ※選挙に関する資料

選挙公報、マニフェスト(候補者マニフェスト/マニフェストスイッチ)、新聞記事(告示日の夕刊などで第一声を報じたもの)等

本取り組みでは、マニフェストについて、情報が簡略化され同じ軸で比較できるようになっていることなどを考慮し、市民の立場からの取り組みであるマニフェストスイッチ書式の活用を推奨しています

# 【大阪模擬選挙2015】 授業モデル①\_1時限での実施

## 展開例

- 選挙制度を理解し、投票に親しむことを目的として実施
- 1時限での構成

	項目	指導内容	参考資料
1	選挙制度の学習	<ul style="list-style-type: none"><li>• 模擬選挙を行うにあたって、日本の地方自治制度を確認します。 例：日本の地方自治制度は首長と議会がそれぞれ住民を代表する二元代表制となっており、今回の選挙では首長を決定します。</li><li>• 投票にあたって、選挙制度についても確認します。 例：大阪府知事(市長)選挙は4年に一度、満20歳以上の日本国民を有権者として実施されます。選挙では、選挙の4原則(普通選挙、平等選挙、秘密選挙、直接選挙)が重視されます。</li></ul>	
2	候補者の比較	<ol style="list-style-type: none"><li>① 投票の基準となる情報を得るために、選挙に関する資料を配布し、読み込む 例：選挙では公職選挙法の定める範囲内で、候補者の考えをまとめ、有権者に配布することができます。今日は、候補者の作成したマニフェスに関する資料を読み込みましょう。</li><li>② 配布した資料に対して気がついたこと、気になることなどを、グループでディスカッションする 例：配布資料について、気がついたこと、気になることをグループで共有しましょう。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>① マニフェストスイッチ書式、選挙公報等</li><li>② 副教材 (※)実践編P.32～</li></ol>

※総務省、文部科学省「私たちが拓く日本の未来」2015年

【[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/senkyo\\_nenrei/01.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html)】

# 【大阪模擬選挙2015】 授業モデル①\_1時限での実施

## 展開例

- ・ 選挙制度を理解し、投票に親しむことを目的として実施
- ・ 1時限での構成

	項目	指導内容	参考資料
2	候補者の比較	<p>③ グループディスカッションで出た意見をクラス内で共有します 例:候補者のマニフェストを比較してどのような気づきがあったのか、クラス全体で共有しましょう。(挙手ないしは教師による指名を通してグループの意見を共有する)</p>	
3	投票所の様子の紹介	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 投票所がどのような場所に設置されているのかや投票所の様子、投票箱などを紹介する 例:投票は、所定投票所に行き、行います。投票時間は、7時から20時までとなっています。なお、投票日に都合がつかない人に向けて、期日前投票や不在者投票といった仕組みが設けられています。</li></ul>	① 副教材 (※) 実践 編P.14～
4	模擬投票	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 配布された模擬投票用紙を用いて、模擬投票を行う 例:選挙には、「候補者の名前」を書く選挙(小選挙区や選挙区選挙)と、「政党等の名称を書く選挙」(比例代表選挙)があります。今回の模擬選挙は小選挙区選挙です。したがって、投票用紙には「候補者の名前」を書いてください。 なお、投票の秘密は憲法によって守られた重要な権利です。投票先の強要や買収は法律違反となります。</li></ul>	① 副教材実践 編P.16～、 副教材実践 編P.98